

岡崎市議会追加議案

令和 2 年 9 月 定 例 会

令和2年9月岡崎市議会定例会追加議案目録

| 議案番号 | 件名 | ページ |
|------|-----------------------------|-----|
| 113 | 岡崎市病院事業の設置等に関する条例等の一部改正について | 1 |
| 114 | 令和2年度岡崎市病院事業会計補正予算（第1号） | 5 |

岡崎市病院事業の設置等に関する条例等の一部改正について

岡崎市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年8月31日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(岡崎市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 岡崎市病院事業の設置等に関する条例（平成10年岡崎市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項の表中「660床」を「680床」に、「120床」を「100床」に改める。

第2条 岡崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の表岡崎市立愛知病院の項を削る。

第3条第2項の表岡崎市立愛知病院の項を削り、同条第3項の表岡崎市立愛知病院の項を削る。

(岡崎市病院事業の料金に関する条例の一部改正)

第3条 岡崎市病院事業の料金に関する条例（平成10年岡崎市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び岡崎市立愛知病院」を削る。

第2条第1項第3号中「岡崎市民病院における」を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2（その他の料金）

| 区分 | | | 金額（円） | |
|-----|---------------|-------------|-------|--------|
| (1) | 個室 使用 料 | 特別個室を使用のもの | 日額 | 32,450 |
| | | 一般個室Aを使用のもの | 日額 | 9,130 |
| | | 一般個室Bを使用のもの | 日額 | 8,140 |

| | | | | |
|-----|--|---|----|-------|
| (2) | 非紹介患者初診加算料（他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けた初診を除く初診に係る加算料） | | 1回 | 5,500 |
| (3) | 再診患者加算料（他の病院又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行っていない場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けた再診を除く再診に係る加算料） | | 1回 | 2,750 |
| (4) | 文書料 | 普通診断書料（健康診断書、休業のための診断書、死亡診断書その他これらに類する診断書） | 1通 | 1,320 |
| | | 特殊診断書料（身体障がい者手帳交付のための診断書又は保険金、年金、手当金等の請求をするための診断書） | 1通 | 3,300 |
| | | 出生証明書料、死産証明書料その他の証明書料 | 1通 | 1,320 |
| | | 診療報酬明細書料（自動車損害賠償責任保険契約又は自動車損害賠償責任共済契約に基づく損害賠償請求のための診療報酬明細書） | 1通 | 3,300 |
| | | 検案書料 | 1通 | 3,300 |

備考 この表において、個室を助産に使用する場合は個室使用料にあつては、個室使用料の金額を1.1で除して得た額（その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額）とする。

第4条 岡崎市病院事業の料金に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第2(1)項を次のように改める。

| | | | | |
|-----|-------|-------------|----|--------|
| (1) | 個室使用料 | 特別個室を使用のもの | 日額 | 32,450 |
| | | 一般個室Aを使用のもの | 日額 | 9,130 |
| | | 一般個室Bを使用のもの | 日額 | 8,140 |
| | | 緩和個室Aを使用のもの | 日額 | 8,140 |
| | | 緩和個室Bを使用のもの | 日額 | 5,170 |

（岡崎市職員の給与に関する条例の一部改正）

第5条 岡崎市職員の給与に関する条例（昭和26年岡崎市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第19条の2第1項中「及び岡崎市立愛知病院」を削る。

(岡崎市看護師等修学資金貸与条例の一部改正)

第6条 岡崎市看護師等修学資金貸与条例(昭和49年岡崎市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び岡崎市立愛知病院(以下「岡崎市民病院等」という。)」を削り、「もつて岡崎市民病院等」を「もつて岡崎市民病院」に改める。

第3条、第7条第1項第1号、第8条第1項第2号及び第4号、第9条第1項及び第2項、第10条第1項第1号並びに第12条第1項中「岡崎市民病院等」を「岡崎市民病院」に改める。

(岡崎市附属機関設置条例の一部改正)

第7条 岡崎市附属機関設置条例(令和元年岡崎市条例第21号)の一部を次のように改正する。

別表第1岡崎市立愛知病院倫理委員会の項及び岡崎市立愛知病院臨床研究審査委員会の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第1条の規定は公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から、第4条の規定は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(理由)

この条例案を提出したのは、岡崎市立愛知病院の廃止に伴い、関係条例の規定を整備する必要があるによる。

令和2年第114号議案

令和2年度岡崎市病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和2年度病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和2年度病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。

| （項目） | （既決予定量） | （補正予定量） | （計） |
|---------------|-----------|------------|-----------|
| (4) 主要な建設改良事業 | | | |
| 建設改良費事業費 | 918,519千円 | △346,270千円 | 572,249千円 |

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

| （科目） | （既決予定額） | （補正予定額） | （計） |
|------------|--------------|---------|--------------|
| | 支 | 出 | |
| 第1款 病院事業費用 | 26,429,622千円 | 3,850千円 | 26,433,472千円 |
| 第1項 医療費用 | 25,671,420千円 | 3,850千円 | 25,675,270千円 |

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中本文括弧書を改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,092,683千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,003千円並びに過年度分損益勘定留保資金1,089,680千円で補填するものとする。）。

| （科目） | （既決予定額） | （補正予定額） | （計） |
|-----------|-------------|------------|-------------|
| | 収 | 入 | |
| 第1款 資本的収入 | 1,476,279千円 | △346,270千円 | 1,130,009千円 |
| 第4項 企業債 | 346,000千円 | 27,000千円 | 373,000千円 |
| 第6項 負担金 | 373,270千円 | △373,270千円 | 0千円 |
| | 支 | 出 | |
| 第1款 資本的支出 | 2,568,962千円 | △346,270千円 | 2,222,692千円 |
| 第1項 建設改良費 | 1,509,651千円 | △346,270千円 | 1,163,381千円 |

（継続費）

第5条 予算第5条に定めた次の継続費を廃止する。

| 款 | 項 | 事業名 | 総額 | 年度 | 年割額 |
|---|---|-----|----|----|-----|
| | | | | | |

| | | | | | |
|---------|---------|--------------|---------------|-------|---------------|
| 1 資本的支出 | 1 建設改良費 | 結核・感染症病床改修事業 | 千円 622,116 | 令和2年度 | 千円 373,270 |
| | | | | 令和3年度 | 248,846 |

(企業債)

第6条 予算第6条に定めた企業債に、次のとおり追加する。

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|-------------|--------------|-------|--|---|
| 緩和ケア病棟改修事業費 | 千円 27,000 | 普通貸借 | 4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は企業財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。 |

令和2年8月31日提出

岡崎市長 内田 康 宏

